

最新・中国法ニューズレター

-----第8号-----

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士 董孝銘
上海市南京西路881号
静安新時代大廈13階10室
TEL: 021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

目次

- 案件分析：売買契約の支払遅延違約金について……………
P2
- 重要法規解説：国家市場監督管理総局、国家税務総局の「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」……………
P3

主要法令：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・
P4

案件分析

売買契約の支払遅延違約金について

一、事件経緯

原告は被告と2019年12月28日に「代金返済協議書」を締結し、双方は2019年7月4日に口頭で、原告が被告から食品を購入し、被告が原告からの代金を受けてから出荷すると約束した。原告は2019年7月4日、翌日にそれぞれ銀行口座経由被告の指定口座に振込、その期間中に被告が一部の貨物を発送したと記載してあり、双方は協議書締結日を締め切り、被告は原告に新たに貨物を発送しないうえ、2020年6月1日までに原告に代金364212.25元を返却する。更に双方は「代金返済協議書」で、一日遅延当たり、被告は期限を過ぎた金額の千分の三で原告に違約金を支払うべきと約束しているが、被告は支払義務を履行していない。

二、判決

裁判所は、本件を審理後、支払期限を過ぎた利息の問題について双方は「代金返済協議書」で、一日延滞ごとに、被告は期限を過ぎた金額の千分の三で原告に違約金を支払うと約束した。原告は被告に364212.25元を基数として、全国銀行間同業者借入センターの1年間ローン市場の見積り金利の4倍で2020年6月2日から実際に弁済された日まで計算される利息を支払うよう求めるだけである。原告の当該請求は、法的な根拠があると認め、その訴求を支持し、被告が、本判決が発効した日から5日間以内に原告に対し上記の利息を支払うよう命じた。

三、留意点

1、本案の裁判所は「民間貸付事件の審理に法律適用に関する若干問題に関する最高裁の規定」第25条の「貸与人が借金人に契約の約定利率に従って利息を支払うように要求した場合、裁判所は支持を与えるべきであるが、双方が約定した利率が契約成立時の1年間の貸付市場の見積り利率の4倍を超えた場合を除く」の適用によって、原告の訴求を支持する司法判断を示した。

2、 売買契約を締結する際に、支払い遅延の違約金条項については、1年間ローン市場の見積り金利の四倍の基準を適用することが約束できる。2021年9月8日、中国人民銀行が全国銀行間の同業借入センターに授権し、1年間の貸付利率の基準は3.85%とすると発表し、4倍で計算したら、毎日の延滞支払利息は $3.85\% \times 4 \text{倍} \div 365 \text{日} = 0.0004$ 、すなわち毎日万分の4は合法的な基準を満たす。もし、毎日万分の4を超えたら、裁判所または仲裁委員会は当

事者の約束した違約金の基準が高すぎることを理由に、一年間の貸付利率に調整する。従って、合法的な約束こそ契約を締結した目的に達成できる。

重要法規解説

「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」

2021年7月30日、国家市場監督管理総局、国家税務総局は「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」（以下、通知という）公表、実施した。その主な内容を以下の通り概説します。

一、背景

中央政府の指示下で、中小零細企業、個人自営業者の簡易登録抹消を推進し、引き続き商事制度改革を深化させ、市場主体（市場主体とは市場で経済活動に従事し、権利を有し、義務を負う個人と組織体を指す。）の市場退去ルートを円滑に開通させ、市場主体の活性度を向上させるために、市場監督管理総局、税務総局は通知を公表、実施した。

二、主な内容

1、適用範囲の拡大及び条件

(1) 簡易登記抹消の適用範囲を債権債務未発生または債権債務の弁済済市場主体（上場会社を除く）に拡大させる。

(2) 市場主体は簡易登記抹消を申請する時、弁済費用、従業員給与、社会保険費用、法定補償金、税金（延滞金、罰金）などの債権債務が存在してはならない。すべての投資者は書面で上記の状況の真実性に対して法的責任を負うことを承諾する。税務部門は情報共有する市場監督管理部門から発送された簡易登録抹消情報を規定の手順と要求に従って、かかる税金状況を含め、確認する。

2、個人自営業者の簡易登録抹消の実施

(1) 営業許可証と税務登録証の「二つの証明整合」改革実施後に登録した個人自営業者が簡易手続を通じて登録抹消を行った場合、誓約書の提出、公示する必要もなくなる。

(2) 個人自営業者は簡易登録抹消申請を提出した後、市場監督管理部門は1営業日以内にその関連情報を同級税務などの部門に転送し、税務などの部門は10日営業日以内に異議がない場合、市場監督管理部門は適時に簡易登記抹消を行わなければならない。

3、公示期間45日間から20日間までに短縮

通知は簡易登記抹消のこれまでの公示期間の45日間を20日間に短縮し、公示期間が満了した後、市場主体は直接向市場監督管理部門に簡易登記抹消を申請することができる。

4. 簡易登録抹消のフォールトトレランスメカニズムの確立

市場主体が簡易登録抹消を申請し、市場監督部門は審査で、「企業経営異常名簿に入れられた」「持分（投資権益）が凍結され、質入又は動産抵当等の状況」等の簡易登録抹消手続が適用できないことがあると明らかにした場合、市場主体は簡易抹消公示を取り消す必要がなく、異常状態が消失したら再度簡易登録抹消を申請することができる。

市場主体が簡易抹消情報を入力した後、プラットフォームは「投資者全員承諾書」を自動生成し、機関、事業法人、外国投資者などの特別な状況を除いて、投資者全員は実名認証し、電子署名を行い、郵送方式で営業許可証を返納することができる。

三、留意点

現在、多くの企業は清算際、簡易清算を選択し、税務署による企業会計証票及び関連資料の検査状況が減少したが、清算義務を果たさないままに債務が残る場合、会社を清算したとしても株主は賠償責任を負わなければならないことに留意する必要がある。

主要法令

No	法律名称	施行日
1	国家市場監督管理総局、国家税務総局の「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」（『重要法規解説』をご参照下さい）	2021/07/30
2	国务院の「自由貿易試験区貿易投資便利化改革創新の推進に関する若干措置の配布に関する通知」	2021/08/02
3	国家税務総局の「都市保護維持建設税徴収管理関係事項に関する公告」	2021/09/01
4	国家インターネット情報弁公室、国家発展と改革委員会、工業と情報化部などの「自動車データ安全管理若干規定（試行）」	2021/10/01
5	全人代常務委員会の「中華人民共和国個人情報保護法」	2021/11/01
6	国家市場監督管理総局の「化粧品生産経営監督管理弁法」	2022/01/01

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご

2021年9月10日発行

連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）

上海董孝銘法律事務所